

鹿児島県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保有する資産を広告媒体として活用し、企業、団体等(以下「企業等」という。)の広告掲載を行うことに関し基本的な事項を定めるとともに、広告掲載により企業等との協働による住民サービスの向上を図り、広域連合の新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる広域連合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広域連合の広報印刷物

イ 広域連合のホームページ

ウ その他広域連合の保有する資産で広告媒体として活用できるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 公正かつ真実のものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 広告のうち次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題についての主義主張

- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は法人等の意見及び名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると広域連合長が認めるもの

3 前2項によるほか、広告掲載に関する基準は、広域連合長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体ごとに次に掲げる事項を規定した広告掲載要領を定め、行うものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行なうために必要な事項

2 前項の広告掲載要領は、当該広告媒体を所管する課室において定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、事務局長をもって充てる。

4 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 事務局次長
- (2) 総務課長
- (3) 業務課長
- (4) 会計室長

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員(この場合、委員長を含む。次項において同じ。)の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の全員一致をもって決し、全員一致により難しいときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 7 日から施行する。